

令和元年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H31. 4. 25	R1. 5. 9	東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3は、生活文化局職員の担当業務の説明義務を免除できるのが分かる資料	5	1					1									(第7条2号) 氏名、郵便番号、住所及び電話番号については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	H31. 4. 25	R1. 5. 9	31生広情第64号「公文書の開示請求に係る開示請求却下決定について」					1											当該請求に係る公文書は、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
3	H31. 4. 26	R1. 5. 10	バンクシーの絵についての都知事定例記者会見に関連する請求のうち、 ・保管先から東京都に移動するに当たっての依頼文及び回答書（保管先に対する依頼文） ・バンクシーの展示後の保管先及び保管費用が分かる文書					1											・保管先から東京都への移動に係る連絡は口頭で行い、移動するに当たっての依頼文は作成しておらず、回答書も取得していないため ・展示後の取扱いについては、当面の間都庁内に仮置きし、今後検討する予定で、展示後の保管先及び保管費用にかかる文書を作成又は取得していないため	生活文化局文化振興部企画調整課

令和元年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	H31.4.17	R1.5.17	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等議事要旨記録票（政策企画局長レク） ・会議等議事要旨記録票（局務報告） ・「バンクシー作品らしきネズミの絵」の一時公開について ・苦情等、提案・意見等処理カード（18件） ・バンクシー宛て問合せ（メール） 	22	1															生活文化局文化振興部企画調整課
5	H31.4.17	R1.5.17	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等、提案・意見等処理カード（5件） ・都民の声総合窓口から各局都民の声窓口へ・B票（都民の声総合窓口で受け付けたメール及び電話） ・バンクシーの絵（都民の声総合窓口で受け付けたメール） 	57	1						1								<p>(7条2号)</p> <p>氏名、住所、電話番号、メールアドレス、SNSのアカウント名、所属団体等は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により特定の個人を識別することができるものであるため</p>	生活文化局文化振興部企画調整課
6	H31.4.26	R1.5.20	平成31年4月2日提出 総会議事録一式 役員名簿 社員名簿	2	1						1	1							<p>(7条2号)</p> <p>代表権のある理事以外の理事及び議長並びに議事録署名人の氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条4号)</p> <p>領収印は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局都民生活部管理法人課

令和元年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	H31. 4. 18	R1. 5. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法事案処理票 ・景品表示法事案処理票平成28年度東京都調査員調査第1回広告表示調査「スポーツ・健康教室に関する広告調査」 ・平成28年度第10回（12月分）インターネット広告表示監視事案処理票 ・平成30年度第4回（8月分）インターネット広告表示監視事案処理票 	15		1													<p>(7条2号) 氏名、役職、非常勤職員名等については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条3号) 事業者の具体的な商品・サービス名、店舗名等については、これらを公にすることにより、当該事業者の競走場又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条6号) 表示適正化に係る各事業者への指導の内容を公にした場合、景品表示法に基づく行政処分を行い、処分内容を公表した場合と同様に、当該事業者の社会的評価を低下させることとなるなど、事業者による自主的な改善という指導目的が達成できなくなり、今後の指導事務に支障をきたすおそれがあると認められるため</p>	生活文化局消費生活部取引指導課
8	H31. 4. 25	R1. 5. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・29生広情第914号「公文書の開示請求に係る開示決定について」 ・31生広報情第64号「公文書の開示請求に係る開示請求却下決定について」 			1													<p>(7条2号) 開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため</p>	生活文化局広報広聴部情報公開課
9	R1. 5. 20	R1. 5. 23	「バンクシー作品らしきネズミの絵」来場者推計	1	1															生活文化局文化振興部企画調整課

令和元年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
10	R1. 5. 20	R1. 5. 23	・バンクシーの絵らしきものの公開についての報告書 ・バンクシーの絵らしきものについての美術館鑑定評価が分かる文書 ・バンクシーの絵を都庁舎内に保管することを決めた原義				1												・バンクシーの絵らしきものの公開についての報告書を作成又は取得していないため ・バンクシーの絵らしきものについての美術品鑑定評価に関する文書を作成又は取得していないため ・バンクシーの絵を都庁舎内に保管することを決めた原義は作成していないため	生活文化局文化振興部企画調整課
11	H31. 4. 26	R1. 5. 23	・バンクシー作と思われる「作品」の取扱いに関する要望書 ・領収書（タクシー）	4	1															生活文化局文化振興部企画調整課
12	H31. 4. 26	R1. 5. 23	・東京都タクシーチケット券（控） ・領収証（物品運搬）	2	1					1	1								(7条2号) 発送元担当者名については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により、特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) ・印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため ・出発地は、公にすることにより、盗難等の犯罪などの予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局文化振興部企画調整課
13	H31. 4. 26	R1. 5. 23	東京都議会特別委員会での自民党小松議員のバンクシーに関する質問についての、知事レク、警視総監レク及びレク資料に使われた添付資料				1												東京都議会予算特別委員会での自民党小松議員のバンクシーに関する質問についての、知事レク及び警視総監レクを行っておらず、レク資料及び添付資料の作成又は取得していないため	生活文化局文化振興部企画調整課

令和元年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
14	H31. 4. 26	R1. 5. 23	平成31年予算特別委員会答弁案(小松 大祐委員 生活文化局)				1													<p>(7条5号) 審議検討過程の情報である本件公文書の内容が公になると、今後東京都内部等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 未確定な情報である本件公文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件公文書の内容に係る関係局の事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 また、本件公文書が公になると、信頼関係に基づいて質問に関する情報を提供した議員からの実施機関に対する信頼を損なう恐れがあり、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、今後の議会運営事務に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局文化振興部企画調整課
15	R1. 5. 16	R1. 5. 29	平成29年度学校法人実地指導調査票(学校法人〇〇)	1		1														<p>(7条2号) 対応者名については、公にされていない個人の氏名であり、開示により特定の個人を識別できるため</p> <p>(7条3号) 調査結果については、指導対象法人における会計事務、法人運営及び補助金事務の実情並びにそれに関する詳細な情報であるため、開示により当該法人が設置する学校についての評価への影響が生じることによって、法人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条6号) 学校法人に対する実地指導は、法人の運営実態を的確に把握して、必要な指導を行うことにより、適正な法人運営の確保を図るため、法人の協力を得て任意に実施するものである。開示により、法人との信頼関係が損なわれ、法人運営状況についての詳細な情報の提供を受ける等の協力を得ることが困難になり、法人指導等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局私学部私学行政課

令和元年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
16	R1.5.17	R1.5.30	開示請求者が以前（情報開示請求に係る）生活文化局個人情報担当部署の問題対応に対する苦情を、令和元年〇月〇日に開示請求者が申し立てたところ、佐長情報公開担当課長や池崎課長代理が理由説明書作成者（開示請求者）側の立場を全く考慮しない上から目線の傲慢な対応を行い、暴言を吐いたという極悪職務怠慢対応を行ったことの正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引き等）				1											請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在していないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
17	R1.5.17	R1.5.30	開示請求者が以前（情報開示請求に係る）審査請求の申立てを行った案件（30生広情第〇〇）について、審査請求の手続きに都（非開示対応者）側の手続き上の重大な瑕疵が疑われる事項があったため、平成31年〇月〇日に開示請求者が（情報開示義務を所管する）生活文化局広報広聴部情報公開課に照会を行ったところ、対応した職員の池崎らが開示請求者に対して不誠実極まりない説明対応を行い、さらに、加勢した情報公開担当課長の佐長が開示請求者への怠慢対応を行ったことの正当性が確認できる全ての公文書（規定・手引き等）				1											請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在していないため	生活文化局広報広聴部情報公開課